

強制出向裁判通信

「54歳原則出向」を悪用した組織破壊攻撃を許さないぞ！

2022年 2月 4日 No. 5

J R 東海労新幹線関西地本
強制出向裁判プロジェクト

西さんを出向先の「エムティー」から 大阪第一運輸所に戻せ！ 関西支社に対して緊急申し入れ！

2月1日、J R 東海労新幹線関西地本はJ R 東海関西支社に対して「東海労組合員を直ちに出向会社エムティーから出向解除することを求める」緊急申し入れを行いました。

J R 東海会社は、J R 東海労組合員を東京や大阪の運輸所職場から放逐するために、もはや死文化（条文だけがあって実際の効力を失った法令や規則）している就業規則第28条の2「54才に達した日以降の人事運用については、原則として出向するものとする（54才原則出向）」を悪用してきました。当然にも、J R 東海労組合員はJ R 東海会社による強制出向に対して同意はしていません。まさしくJ R 東海会社が行っているのは、本人が同意していないにもかかわらず強制的に出向に出す「強制出向」なのです。

出向会社の「エムティー」が「出向を解除したい」 一方、JR東海はいつまで経っても「協議中」

すでに情報等で明らかにしていますが、西さんの出向会社の「エムティー」が、西さんに対して「出向を解除したい。J R 東海にも出向解除を申し出る」と言ってきました。一方のJ R 東海会社の対応は、西さんの出向解除については「協議中」としていました。しかし、J R 東海会社は1月25日に「エムティー」から西さんの出向解除の申し出を受けていますが、いつまで経っても「協議中」として一向に見解を明らかにしていません。

よって、2月1日、地本は関西支社に対して「ただちに西さんを大阪第一運輸所に戻すこと」などを緊急申し入れを行いました。また、「エムティー」は西さんに対して「（エムティーの）就業規則がまだ十分ではないので、西さんはJ R 東海就業規則に準じる」と言っています。しかし、J R 東海就業規則のどの部分に準じるかなど具体的なことは何一つ明らかにされていません。このような就業規則が不十分な会社に出向させたJ R 東海の責任についても明確にするように申し入れています。そして、本人の同意なき強制出向はただちに止めることも申し入れています。

**ただちに強制出向を取り止めて
強制出向に出したすべての社員を元の職場に戻せ！**